
～情報公開度 及び 公共事業入札工事の公開度•落札率ランキング～

## 1．はじめに

昨年の群馬県内自治体情報公開度ランキングに引き続き，今年も各自治体に情報公開請求を行い結果をランク付けしま した。

ランキングの為の公開請求対象は，昨今新聞紙上でも目に している＂公共事業入札工事の落札率＂についてです。鈴木宗男衆院議員と北海道開発局の発注工事をめぐる受託収賄事件では97．5－99．5\％という高い落札率だったことはみ なさんご存知だと思います。ここから北海道内でロ利きを前提 とした官製談合が横行している実態が明らかになりました。 では，私たちの住む群馬県ではどうなのでしょう？県内の各自治体の公共工事の落札率がどのくらいなのか知りたいとこ ろです。そこで，この落札率について調べることにしました。

## 2．調査方法

対象は県内全11市と赤城村，富士見村です。
2002年5月から8月にかけて，市民オンブズマン群馬の会員 や協力者が各市•村の役所に行き，公開請求を行いました。

情報公開請求書に書く内容は，
【 平成13年度，市発注の建築工事の入札執行調書 （予定価格を含む）】
です
全ての入札工事について調査すると膨大な量となってしまう
ので，建築工事に関わる入札に絞ることにしました。

## 3．採点基準及び評価項目

集めた情報を比較し点数付けするのですが，昨年と同様に情報公開条例がきちんと広報されているか等も評価します。
この情報公開条例の内容や公開に関る手続きに対する評価分を50点 そして公共工事の情報の開示や実際の落札率に対する評価分を50点 として，100点満点で各自治体を評価しました。

|  | 採点項目 | 採点基準 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 公開手続: } \\ & \text { 情報入手性 } \\ & \text { (50点) } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 請求者制限 } \\ & \text { (10点) } \end{aligned}$ | 何人も情報公開請求が出来る：10点在住者及び利害関係者に限定：5点 <br> 公開条例が無く公開請求に法的根拠がない：O 点 |
|  | 情報検索性（20点） | 情報請求コ一ナ一及び検索資料があれば各4点但し，調査者からわかりにくいとの報告があった場合は2点 |
|  |  | ホームページに情報公開手続が掲載されていれば4点 |
|  |  | ホームページに例規集が掲載されていれば4点 |
|  |  | ホームページに申請書が掲載されていれば4点 |
|  |  | ホームページ上でのキーワード検索があれば2点， その他検索性向上に向けての取組があれば1点 |
|  |  | 1回目の公開請求で求める情報が得られば2点再説明が必要となった場合は1点 |
|  | $\begin{aligned} & \text { 情報入手費用 } \\ & (10 \text { 点) } \end{aligned}$ | コピー料金がA41枚10円以下の場合は10点 20円では5点，30円以上では 0 点 |
|  |  | 請求手数料を取る場合は減点10点 |
|  | 必要情報の入手 （10点） | 予定価格•落札価格情報の開示は10点，不当な非開示はO点 |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 入札工事の } \\ & \text { 公開と正当性 } \\ & \text { (50点) } \end{aligned}$ | 工事情報の公開 （20点） | 公共工事予定価格の事前公表を行なっている：5点 <br> 予定価格をホームページに掲載している（事後含）：5点 |
|  |  | ホームページで公共工事の発注見通しを掲載している：5点 |
|  |  | ホームページに入札結果を掲載している：5点 |
|  | 落札率比較 （30点） | 工事総額で計算した落札率 |
|  |  | 70\％以下の落札率で30点満点以後 $1 \%$ 増える毎に 1 点減点 $100 \%$ では，談合状態を完全に放置しているとして 0 点 |

## 4．総合結果発表

市民オンブズマン群馬の調査から総合点を割り出しました。総合結果では前橋が 1 位，太田と伊勢崎が同点の 2 位となりました。


## 5．結果の内訳（1）

情報公開条例による手続きや情報入手性ついての評価結果です。条例内の請求者権限や各市•村のホームページでの検索性，コピー代等 を点数化した結果，前橋が 1 位，太田と高崎が 2 位となりました。

情轧公開条例による手続を・情報の入手性について


## 5．結果の内訳（2）

次に公共工事の情報の開示や実際の落札率に対する評価結果です。 こちらは伊勢崎が 1 位，前橋•渋川が2位となりました。逆に藤岡市は落札率100\％と，かなり悪化した談合状態にあることがわかりました。

公共工事の情報の開示や実際の落札率について


## 6．落札率と情報公開について

今回のランキングを通して分かったことは，私たちの住む群馬県でも公共工事の大半が落札率で90\％を越えているという事です。藤岡市の落札率 $99.6 \%$ を筆頭にほとんどの市で $95 \%$ を超えており， まさに官製談合といえる状態であると言えます。


7．まとめ
公共工事の落札率は，どのくらいが適正なのでしょう？
他県事例や弁護士会の調査では，
談合を完全に排除すれば平均して70\％の落札率になるとしています。
談合による落札は税金を払っている多くの住民にとって無駄な支出であり，
税金の不足となって後々振りかかってきます。
しかし情報公開を進める事で役所や議員などが仲介に立つ「官製」談合は
防げるようになります。また談合に関わる業者にとっても
後ろ盾がなくなるため，リスクの高い行為となります。
談合の認定や，完全な排除というのはかなり大変な作業です。
私たちひとりひとりが税金の使い道について考え，関心を持つ。
そのことが談合の排除や，税金を有効な使途に振り向ける力になる という事を忘れてはならないと思います。
役所に勤める人たちにおいては，自ら談合が問題であると認識し， さらに情報公開を進めるなどの改善努力をしていくようお願いします。

## 8．資料：点数表

| 採点項目 | 採点基準 | 前橋 | 太田 | 伊勢崎 | 高崎 | 渋川 | 富士見 | 富岡 | 桐生 | 藤岡 | 館林 | 沼田 | 赤城 | 安中 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 公開手続•情報入手性（50点） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{array}{\|l} \mid \text { 請求者制限 } \\ (10 \text { 点) } \\ \hline \end{array}$ | 何人も情報公開請求が出来る：10点在住者及び利害関係者に限定：5点公開条例が無く公開請求に法的根拠がない：O 点 | 10 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 10 | 5 | 10 | 5 |
| $\begin{aligned} & \text { 情報検索性 } \\ & \text { (20点) } \end{aligned}$ | 情報請求コーナ一及び検索資料があれば各4点但し，調查者からわかりにくいとの報告があった場合は2点 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 | 4 |
|  | ホームページに情報公開手続が掲載されていれば4点 | 4 | 0 | 4 | 4 | 4 | 0 | 0 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 | 4 |
|  | ホームページに例規集が掲載されていれば4点 | 4 | 4 | 4 | 4 | 0 | 0 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | ホームページに申請書が掲載されていれば4点 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | ホームページ上でのキーワード検索があれば2点， その他検索性向上に向けての取組があれば1点 | 0 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 |
|  | 1回目の公開請求で求める情報が得られば2点再説明が必要となった場合は1点 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |  |
| $\begin{aligned} & \text { 情報入手費用 } \\ & \text { (10点) } \end{aligned}$ | コピー料金がA41枚10円以下の場合は10点 20円では5点，30円以上では0点 | 10 | 10 | 10 | 10 | 5 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 |
|  | 請求手数料を取る場合は減点10点 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| $\begin{aligned} & \text { 必要情報の } \\ & \text { 入手し易さ } \\ & \text { (10点) } \\ & \hline \end{aligned}$ | 予定価格•落札価格情報の開示は10点，不当な非開示はO点 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 入札工事の公開と正当性（50点） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 工事情報の <br> 公開状況 <br> （20点） | 公共工事予定価格の事前公表を行なっている：5点予定価格をホームページに掲載している（事後含）：5点 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | ホームページで公共工事の発注見通しを掲載している：5点 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | ホームページに入札結果を掲載している：5点 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| $\begin{array}{\|l} \mid \text { 落札率比較 } \\ \text { (30点) } \end{array}$ | 工事総額で計算した落札率 | 98\％ | 99\％ | 97\％ | 97\％ | 78\％ | 90\％ | 99\％ | 93\％ | 100\％ | 99\％ | 98\％ | 93\％ | 98\％ |
|  | 70\％以下の落札率で30点満点以後 $1 \%$ 増える毎に 1 点減点 $100 \%$ では，談合状態を完全に放置しているとしてO点 | 2 | 1 | 3 | 3 | 22 | 10 | 1 | 7 | 0 | 1 | 2 | 7 | 2 |
|  | 公開手続•情報入手性について | 44 | 41 | 39 | 41 | 32 | 31 | 39 | 37 | 41 | 38 | 36 | 27 | 31 |
|  | 入札工事の公開と正当性について | 22 | 21 | 23 | 13 | 22 | 15 | 6 | 7 | 0 | 1 | 2 | 7 | 2 |
|  | 合計点 | 66点 | 62点 | 62点 | 54点 | 54点 | 46点 | 45点 | 44点 | 41点 | 39点 | 38点 | 34点 | 33点 |
|  | ランキング | 1位 | 2位 | 2位 | 4位 | 4位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 | 11位 | 12位 | 13位 |

